

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
7 月 3 日
(月曜日)

目 次

○告示

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（道路建設課）……………



山口県告示第二百五十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、県道美祢油谷線道路改良（砂利ヶ峠トンネル）工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年七月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 県道美祢油谷線道路改良（砂利ヶ峠トンネル）工事
 - (一) 工事場所 長門市俵山字砂連及び同市油谷河原字柵山地区内
 - (二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	八九九・〇メートル	八・五メートル（車道六・〇メートル）

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十八年山口県告示第四百十号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が二十パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の平成二十九年七月二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が千以上であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者のうち一者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であること。
 - (四) 共同企業体の代表者以外の者のうち(三)の者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上であること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
 - (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
 - (三) 申請書等の提出場所

山口県長門土木建築事務所 長門市東深川一八七五番地の一
 - (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十九年七月三日から同月二十五日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を
平成二十九年八月二十三日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県長門土木建築事務所（電話〇八三七―二二―
二九二〇）にすること。

平成二十九年七月三日印刷
平成二十九年七月三日発行

発行人所

山口県知事